

家計急変世帯対象

令和7年度 (国公立) 高校生等奨学給付金

大切な
お知らせ

専攻科は別途案内があります

～ 家計急変により収入が非課税世帯相当まで減少した世帯の方へ ～

高校生等奨学給付金は、授業料以外に必要な教育費（教科書費・通信費・生徒会費・修学旅行費等）を支援する返還が不要の給付金です。

本案内は保護者等が負傷・疾病、倒産などの家計急変により収入が減少し、その後1年間の収入見込みが非課税相当（道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が0円）と認められる世帯を対象に給付するものです。

対象となる方 令和7年度 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額に課税のある世帯

1. 高等学校等就学支援金（高等学校等の授業料に対する支援）の支給を受ける資格を有する高校生等がいる世帯（特別支援学校高等部の生徒、児童入所施設入所中の生徒等を除く。）
2. 保護者等が三重県内に住所を有している世帯（保護者等のいずれかが海外に居住している場合は対象外。）
※ 保護者等の住所が三重県外の場合は、住民票のある都道府県にお問い合わせください。
3. 離婚等により家族構成が変わり家計が急変、離職・廃業等で保護者等の収入が減少し、「保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税（0円）である世帯」に相当すると認められる世帯
4. 災害などに起因しない離職、廃業等は、家計急変の対象外です。
※ 定年退職、その他自発的な自己都合による退職、客観的な外的要因によらない廃業等は対象外です。
5. 令和7年1月1日以降に家計急変が発生した世帯

所得割合算額の見込みが非課税の世帯の例（この例に該当しない場合はお問い合わせください）

世帯の人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
世帯の年収見込	2,070,000 円未満	2,216,000 円未満	2,716,000 円未満	3,216,000 円未満	3,704,000 円未満

この場合の年収とは、会社員の場合は総収入（給与明細の総支給額）、自営業の場合は事業所得（事業による収入－経費）をいいます。※上記収入見込額には退職金、失業手当等は含めないものとします。

（非課税世帯、生活保護受給世帯の方は通常申請で申し込んでください）

申請について 学校の休校日に注意して申請書を提出してください。

申請期間 令和7年7月1日～令和8年3月2日（給付額は申請時期によって異なります。）

申請方法 上記「対象となる方」のすべてを満たす世帯は在学する学校で申請書類を受け取り、必要書類とともに学校に提出してください。

※ 申請書類は、右の二次元コードからダウンロードすることもできます。
ダウンロードの際は、両面印刷してください。



必要書類 申請書・必要書類を揃えて学校担当者に提出

- ◇ 保護者等全員分の住民票（交付日が令和7年7月1日以降で、申請日前後1ヶ月以内のもの）
- ◇ 家計急変の発生理由を証明する書類（例：診断書他）
- ◇ 家計急変前の収入証明として、保護者等全員分の令和7年度課税証明書等
- ◇ 家計急変後の収入を証明する書類
- ◇ 家計急変状況申告書（指定の用紙）
- ◇ 通帳の写しを指定の様式 1-3 別紙 2 に貼付（振込先確認用）
- ◇ 高校生等が県外の高校等に通う場合は在学証明書（指定の様式）



裏面へ続く ----->

支給決定方法

提出された申請書類により、家計急変発生後 1 年間の年収見込額を推計し、家計状況等を確認のうえ、家計急変後の年収見込みが非課税世帯に該当すると認められる場合に支給を決定します。

※表面の「 所得割合算額の見込みが非課税の世帯の例」の表を参照してください。

給付額

◆ 学校区分別給付額

令和7年7月1日までに家計が急変し7月31日までに申請、学校が受け付けた場合

全日制・定時制・高専	通信制
143,700 円	50,500 円

※審査が終了次第、申請のあった口座に順次振り込みます。

※学校に受領を委任した場合には、学校へ直接振り込みます

* 8月1日以降に申請、学校が受け付けた場合は、下記「◆申請月別給付額」による額になります。

◆ 申請月別給付額（令和7年7月2日以降に家計が急変した場合）

令和7年7月2日以降に家計が急変し、申請があった場合は申請書の受付日より月数に応じて上記「◆学校区分・世帯区分別給付額」から算定した額を給付します。

申請書の 学校受付日	学校区分別給付額	
	全日制・定時制 ・高専	通信制
～8/1	95,800	33,666
8/2～9/1	83,825	29,458
9/2～10/1	71,850	25,250
10/2～11/1	59,875	21,041
11/2～12/1	47,900	16,833
12/2～1/1	35,925	12,625
1/2～2/1	23,950	8,416
2/2～3/2	11,975	4,208

申請の時期によって
給付額が変わります。

詳しくは申請書類とともに取得する
「申請の手引き」

◆ 8 提出する書類の注意点

を確認してください。

申請と給付は年1回

ただし、一度申請した際に「世帯の年収見込みが非課税世帯の基準を超えている」という理由で不支給となった方で、新たに家計急変となる理由が発生し、その後の世帯年収見込みが基準内になる場合は改めて申請できます。

「通常申請」「新入生早期」「家計急変世帯」を重複して申し込むことはできません。

授業料無償化の「就学支援金」とは別の制度です。

にほんご かた ほんやくあぶり りよう べんり
日本語がわかりにくい方は、翻訳アプリを利用していただくと便利です。

――問い合わせは各学校の担当者へ――

■私立高等学校等に在籍する生徒の場合は、三重県環境生活部私学課 電話 059-224-2161 へお問い合わせください。

詳しくはホームページ
「三重の教育」を開き下へ
スクロールし、ページの左側に
ある鉛筆バナーをクリック！

このマーク



こちらの
二次元コードを →
読み取って →
アクセスできます。 →



※ 高校生等奨学給付金には他の奨学金・給付金との併給に関する制限はありませんが、高校生等奨学給付金を受給することにより他の奨学金・給付金を受給できなくなる場合がありますので、ご注意ください。

※ この事業は文部科学省の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱」及び「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱」に基づき実施するものです。

三重県教育委員会事務局 教育財務課高校生等奨学給付金担当 電話 059-224-2827（平日 8：30～17：00）